

## 徳島市都市計画審議会会議録概要

徳島市都市計画審議会公開細則第11条の規定に基づき、会議録を公表します。

会議名	第115回徳島市都市計画審議会
開催日時	令和3年9月30日（木）午後2時～午後3時17分
開催場所	徳島市役所南館4階 第二委員会室
議題	議第240号 産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について（建築基準法第51条に関する件） 議第241号 徳島東部都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の決定について（徳島市決定）
会議の公開区分	■公開 □一部公開 □非公開 (非公開理由)
出席委員	寺内会長、奥嶋副会長、永本委員、川人委員、竹内委員、本田委員、見田委員、藤田委員、森井委員、岡委員、新宅委員、榎本委員、多田委員（代理：黒崎氏）
傍聴者	なし
事務局	企画政策部都市計画課（☎088-621-5493）

### 会議概要及び会議結果

#### 会長及び副会長の選出

（結果）会長は徳島商工会議所会頭の寺内委員、副会長は徳島大学大学院教授の奥嶋委員に決定。

#### 議第240号の議題について審議

事務局から議第240号について説明。

（藤田委員）

アスベストを含んだがれきが、この施設に搬入されることはないのか。

（事務局）

この施設にはアスベストを処理できる能力はない。そのような不純物を含んだがれきは受け入れをしないと聞いている。

(見田委員)

同様の施設は徳島県内にあるのか。また、この施設は他県のがれきを受け入れることはあるのか。

(事務局)

県内すべての施設について、この場では確認できないが、徳島市内の市街化調整区域にはある。市街化区域で同等の施設は今回が初めてである。県外からがれきが持ち込まれることはない。

(本田委員)

施設の処理能力は、計画されている取扱量の12,3倍はある。今後、計画を超えて稼働することがあれば、搬入のトラック台数は増えるし、施設の稼働時間も長くなる恐れがある。そのような場合、再度、申請及び審議等する場はあるのか。

(事務局)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、取扱量の上限の規定はない。処理能力があれば計画を超えて処理することは可能である。しかし、処理前のがれきや処理後の再生砕石を置くストックヤードの容量は3,334 m<sup>3</sup>と決まっており、また、材料となるがれきは建物等の解体に乗じて生じることから大量に発生することは考えにくいため、年間の処理量は計画に収まるものとする。

(本田委員)

物理的に搬入の原材料がないというのは分かったが、一時的に、集中して処理するという事案が発生した場合、近隣住民に迷惑がかからないようにという要望をすることはできるのか。

(事務局)

最近、地元のコミュニティ協議会と事業者が今後の対策等について話をし、前向きな回答であったと聞いている。今後も事業者の指導等に努め、地元の負担にならないよう対策に努めていく。

(事務局)

欠席委員から預かっている意見を読み上げたい。会長及び審議会の判断をお願いしたい。

(寺内会長)

許可したい。意見等あるか。

異議なし

(事務局)

欠席委員からの意見を読み上げ。

(要約)「本市の住民」として本審議会の委員であることから、一住民の目線で意見を述べたい。法令順守は当然のこと、次の点について考慮していただきたいと願っている。

- 1 搬送用トラックへの防塵防止用シート対策及びトラック台数の厳守。
- 2 集塵防止装置の設置、沈殿槽の設置、放出水のアルカリ性の除去。
- 3 地元のコミュニティ協議会への情報公開。
- 4 地域コミュニティの一員として、地域活動への積極的な参加及び協力。
- 5 「海岸町再開発計画」への理解と協力。

表決は審議会の結果に従う。

(結果)

議第240号 議長を除く出席委員12人中、賛成した委員12人。

全員賛成により原案のとおり決定。

### 議第241号の議題について審議

事務局から議第241号について説明。

(本田委員)

市内の該当エリアにある既存施設には、事前に説明を行っているのか。

(事務局)

該当エリア内には、現在3店舗が存在し、店舗の管理者、所有者及び地権者に事前説明をしている。規制に対しての反対意見はなかった。

(事務局)

欠席委員からの意見を読み上げ。

(要約) 中心市街地の活性化と、周辺部の機能分担が適正に進み、徳島市がより住みやすい街になるよう期待する。

表決は審議会の結果に従う。

(結果)

議第241号 議長を除く出席委員12人中、賛成した委員12人。  
全員賛成により原案のとおり決定。

以 上